

川崎市上下水道局規程第 13 号

川崎市上下水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局公印規程（昭和 32 年川崎市水道部規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「契約書管財課専用管理者印」を「契約書財務課専用管理者印」に改める。

第 3 条第 1 項中「管財課」を「財務課」に、「管財課長」を「財務課長」に改める。

第 4 条第 3 項中「契約書管財課専用管理者印」を「契約書財務課専用管理者印」に、「管財課」を「財務課」に改める。

別表中

「
方 21 ミリメートル

川 崎 市 上 下 水
道 事 業 管 理 者
契 約 書 管 財 課
専 用 之 印

」

を

「
方 21 ミリメートル

川 崎 市 上 下 水
道 事 業 管 理 者
契 約 書 財 務 課
専 用 之 印

」

に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。